

# 霧島市の地域公共交通の推進に関する組織体制図

外部

内部

## 霧島市地域公共交通会議

**全体会**  
既存

- 会長 霧島市副市長
- 委員 37人
- 協議事項 要領第2条各号

**分科会** 新設予定

(仮称) 観光・まちづくり分科会	(仮称) 区域内運行系統分科会	(仮称) 幹線系統分科会
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 議長 会長が指名</li> <li>□ 委員 8人程度</li> <li>□ 協議事項 観光バス及び二次アクセスに関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 議長 会長が指名</li> <li>□ 委員 8人程度</li> <li>□ 協議事項 区域内運行系統（ふれあいバス・デマンド交通）に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 議長 会長が指名</li> <li>□ 委員 8人程度</li> <li>□ 協議事項 幹線系統（市街地循環バス、路線バス）に関すること</li> </ul>

**福祉有償運送運営協議会**  
新設

- 委員長 霧島市保健福祉部長
- 協議事項 要領第8条第2項各号の事項

要領第6条第1項の規定により、協議する事項に応じ会長が委員を指名。

### 霧島市地域公共交通庁内検討委員会

新設

- 会長：企画政策課長
- 委員：関係課の長 18人
- 役割：霧島市地域公共交通会議における協議事項等についての庁内協議又は調整を図る。

### 霧島市コミュニティバス等ワーキング会議

既存

- 座長 企画政策課長補佐
- 委員
  - ・ 企画政策課
  - ・ 各総合支所公共交通担当職員
- 役割 各地区ふれあいバスの運行管理等

\* 3分科会の設置は現時点の案であるため、今後変更となる可能性がある。